

組合会報告

(理事専決処分報告、組合規約改正、令和4年度 事業計画・予算 他)

開催日 令和4年3月7日 於 弁護士会館2階講堂 クレオB・C

令和4年度の
お知らせ

組合会報告
(規約改正報告、組合規約改正、
令和4年度事業計画・予算他)

組合会報告
(規約改正報告、組合規約改正、
令和3年度事業報告・決算他)

組合会報告
(役員改選)

組合員の資格と
保険料

給
付

保健事業

東京都弁護士国民
健康保険組合規約

国民健康保険法第二十七条により、規約の改正、借入金の借入およびその方法等については組合会の議決を経て都知事の認可が必要であり、収入支出予算は組合会の議決を経て、都知事に届け出ることと定められております。

本組合では令和4年3月7日開催の組合会において、理事専決処分による規約改正等報告、組合規約改正、令和4年度事業計画、令和4年度歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項および令和4年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画等について慎重審議、可決成立し、都知事に認可申請を行い認可を受け、所要の届出を致しました。

理事専決処分報告

国民健康保険法第二十五条の規定により、下記事項について理事専決処分したので、同条第3項の規定により報告しました。

1. 東京都弁護士国民健康保険組合規約改正について

組合の地区を規定する第三条について、現に加入している組合員が住所を第三条に規定する地区外である市町村(新潟県新潟市、静岡県裾野市及び広島県広島市)に転居したため、この市町村を規約第三条に定める地区に加える規約改正を行い認可されました(前回組合会(令和3年7月20日開催)に認可申請中として報告、同日令和3年9月30日付にて認可されました。以下①)。その後、兵庫県神戸市、長野県佐久市に転居された組合員より順次届出があり、地区拡大の規約改正を議決、認可されました(以下②③)。

また、新たに富山県富山市、山口県山口市及び静岡県駿東郡清水町の地区拡大について理事専決処分にて議決し、認可申請中を報告しました(以下④⑤⑥)。なお、④⑤は令和4年3月8日認可、⑥は令和4年3月30日認可)。

- ・ 従 来：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道札幌市、福島県(会津若松市及び郡山市)、茨城県(水戸市、土浦市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市及び神栖市)、栃木県(宇都宮市、小山市及び那須塩原市)、群馬県(前橋市、高崎市及び館林市)、新潟県(長岡市及び南魚沼市)、山梨県(大月市及び北杜市)、長野県(北佐久郡軽井沢町及び下高井郡山ノ内町)、岐阜県(羽島市及び各務原市)、静岡県(静岡市、浜松市、熱海市、三島市、富士市、田方郡函南町及び駿東郡長泉町)、愛知県(名古屋市、豊川市、刈谷市及び知多市)、三重県津市、京都府京都市、大阪府(大阪市、堺市及び豊中市)、兵庫県西宮市、奈良県(大和郡山市及び生駒郡安堵町)、福岡県(北九州市及び福岡市)、熊本県熊本市及び沖縄県島尻郡与那原町
- ・ 改正後：①「新潟県新潟市」「静岡県裾野市」「広島県広島市」を追加
(令和3年6月8日理事会議決、同年9月30日認可)
②「兵庫県神戸市」を追加(令和3年8月10日理事会議決、同年11月8日認可)
③「長野県佐久市」を追加(令和3年11月1日理事会議決、同年12月15日認可)
④「富山県富山市」を追加(令和3年11月10日理事会議決、認可申請中→令和4年3月8日認可)
⑤「山口県山口市」を追加(令和3年12月16日理事会議決、認可申請中→令和4年3月8日認可)
⑥「静岡県駿東郡清水町」を追加(令和4年1月20日理事会議決、認可申請中→同年3月30日認可)

(参考)国民健康保険法第二十五条

(理事の専決処分)

- 第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。
- 2 組合会において議決すべき事項に関し臨時急施を要する場合において、組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、理事は、その議決すべき事項を処分することができる。
 - 3 前2項の規定による処分については、理事はその後最初に招集される組合会に報告しなければならない。



2. 出産育児一時金の支給額に係る規約改正について

令和4年1月1日以降の出産について、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこと及び出産育児一時金の総額を42万円に維持することにもない、国民健康保険組合規約例が改正されたことにより規約の改正が必要となり規約改正を行い認可されました。

- ・従 来：出産育児一時金の支給額は40.4万円、産科医療補償制度加入の場合は42万円
- ・改正後：出産育児一時金の支給額は40.8万円、産科医療補償制度加入の場合は42万円

産科医療補償制度加入の場合の総額は変更ありませんが、産科医療補償制度未加入、海外での出産及び死産(妊娠22週未満)については40.8万円となり、4千円増額となります。

従来

(出産育児一時金)

第十一条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として四十万四千円を支給する。但し、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認められるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。

2 (略)

改正後

(出産育児一時金)

第十一条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として四十万八千円を支給する。但し、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条の規定を勘案し、必要があると認められるときは、別に定めるところにより、これに三万円を上限として加算するものとする。

2 (略)

附則(令和三年九月二十二日改正)

1. この規約は令和四年一月一日から施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る規約第十一条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

なお、併せて出産育児一時金支給規則の一部改正を次のとおり行いました。

出産育児一時金支給規則の一部改正

(従来)

規約第十一条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条ただし書に規定する出産であると認められるときは、一万六千円を加算する。

(改正後)

規約第十一条第1項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三十六条ただし書に規定する出産であると認められるときは、一万二千円を加算する。

附則(令和三年九月二十二日)

1. この規則の改正は、令和四年一月一日から施行する。
2. 施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金に加算する額については、なお従前の例による。

組合規約改正

改正内容

保険料賦課額を規定する第十五条について、保険給付費等の増加に対応して改正する。

(改正後)	(現行)
(保険料賦課額)	(保険料賦課額)
第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。	第十五条 組合員は、保険料として第一号並びに第二号のいずれかの額と、第三号に掲げる額との合算額を毎月組合に納付しなければならない。
一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。	一 弁護士である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)	イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)
ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)	ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)
ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)	ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)
二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。	二 従業員である組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
イ 基礎賦課額	イ 基礎賦課額
ロ 後期高齢者支援金等賦課額	ロ 後期高齢者支援金等賦課額
ハ 介護納付金賦課額	ハ 介護納付金賦課額
三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。	三 組合員の世帯に属する被保険者については、一人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。
イ 基礎賦課額	イ 基礎賦課額
ロ 後期高齢者支援金等賦課額	ロ 後期高齢者支援金等賦課額
ハ 介護納付金賦課額	ハ 介護納付金賦課額

附則(令和四年三月七日)

- この規約は令和四年四月一日から施行する。
- この規約による改正後の第十五条の規定は、令和四年度以後の国民健康保険料について適用し、令和三年度以前の国民健康保険料については、なお従前の例による。

令和4年度 事業計画

1. 基本方針

東京都弁護士国民健康保険組合の令和4年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない厳しい状況が継続する中、医療保険制度の一翼を担う国民健康保険組合として、引き続き着実に業務を執行してまいります。

令和4年度国民健康保険料額算定は、高齢者・介護関係の拠出金等が令和2年度の医療費を基礎に算定されるため、新型コロナウイルス感染症感染拡大による受診抑制により大きな伸びはありませんでしたが、令和3年度に被保険者が受診した医療費支払については、受診抑制の反動で「療養の給付・高額療養費」が激しく上昇しております。

このため、令和4年度事業を安定的に運営するために基礎賦課額について、組合員月額2,000円・家族1名につき月額500円の増額をせざるを得ない状況です。なお後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額は据え置きます。

経済情勢の厳しい中、大変恐縮でございますがご理解ください。なお、令和5年度については、高齢者・介護関係の拠出金等が医療費の増加しております令和3年度を基に積算されますので、厳しい状況は継続することと思慮しております。

また、令和4年10月から、「健康保険・厚生年金保険」の適用業種拡大(個人事業所で5人以上雇用している弁護士等士業への拡大)に向けて、その対応について万全を期してまいります。なお、当初令和3年度に予定されていた国民健康保険組合に対する国庫補助金補助率算定のための被保険者の所得調査が令和4年度に実施されます。マイナンバーを活用した調査となりますが、的確に対応してまいります。

引き続き、加入いただいている組合員及びご家族の負託に応え、適正、効率的な事業運営に徹して、本組合の基盤を強固なものにしてまいります。組合員の皆さまのなお一層のご理解ご協力をお願いする次第です。

2. 被保険者数

組合員 18,693名(令和3年度見込同数見込)	計 被保険者数 36,552名
家族 17,859名(令和3年度見込同数見込)	

●給付割合別被保険者数

未就学児被保険者
(8割給付) 3,886名

高齢上位所得被保険者
(70歳以上、7割給付) 1,078名

一般被保険者(小学校入学～69歳、7割給付) 31,110名

高齢一般被保険者
(70歳以上、8割給付) 478名

介護保険第2号被保険者(40歳～64歳の被保険者)	14,984名
組合特定被保険者(医療費に対する国庫補助が旧政府管掌健康保険並となる被保険者)	3,925名

3. 国民健康保険料

保険給付費等の増高に対応し、基礎賦課額は月額、組合員2,000円増、家族500円増、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額は据え置きとする。

令和4年度国民健康保険料

●介護納付金賦課被保険者(40歳から64歳の被保険者)でない組合員および家族 (①と②の合算額、月額、組合員2,000円・家族500円増額)

組合員 月額27,800円 家族一人につき 月額12,000円

①基礎賦課額	組合員	月額 23,200円
	家族一人につき	月額 7,400円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 4,600円

●介護納付金賦課被保険者(40歳から64歳の被保険者)である組合員および家族 (①、②及び③の合算額、月額、組合員2,000円・家族500円増額)

組合員 月額33,300円 家族一人につき 月額17,500円

①基礎賦課額	組合員	月額 23,200円
	家族一人につき	月額 7,400円
②後期高齢者支援金等賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 4,600円
③介護納付金賦課額	組合員・家族ともに一人につき	月額 5,500円

4. 保険給付

被保険者の疾病及び負傷について、次の療養の給付を行う(国保法第三十六条第1項)

- ①診療
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

5. 出産育児一時金・葬祭費

- ①出産育児一時金 408,000円(令和3年12月末までの出産については404,000円)
(ただし、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は、420,000円)
- ②葬祭費 70,000円

6. 運 営

- ①組合会 通常組合会 1 回 臨時組合会 2 回
- ②理事会 必要の都度随時開催、その他小委員会随時開催
- ③監事監査 月次監査6回、年次監査 1 回

7. 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

平成23年4月より法令遵守(コンプライアンス)担当理事を定め、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合業務を行っており、法令遵守(コンプライアンス)体制の令和4年度実践計画を策定し、組合会の承認を得て実行する。

8. 保健事業

- ①40歳から74歳の被保険者に実施する特定健康診査、特定保健指導の実施
- ②東京三弁護士会と共催の生活習慣病健診(春季)の実施(郵便による大腸がん検診の同時実施)
- ③東京三弁護士会と共催の一般健康診断(秋季)の実施
- ④女性のための子宮がん・乳がん検診等の実施
「こころとからだの元氣プラザ」においては通年、各地域での医療機関での受診となる「ネットワーク受診」については、4月初旬から翌年3月末まで(一部医療機関は実施不可期間あり)。
- ⑤人間ドック・脳ドックのあっせん
人間ドック4機関、脳ドック1機関をあっせん。通常料金より割引料金にて受診。
- ⑥人間ドック・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約700機関)の実施。
- ⑦生活習慣病健診・ネットワーク受診
地域の契約された医療機関で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約700機関)の実施。
- ⑧生活習慣病健診・巡回・集団検診
令和5年1月～3月において、関東地域約30か所、のべ約60日間程度実施予定の巡回健診に当組合被保険者の受診可能とする(健診団体は春季健診と同団体)。
- ⑨メンタルヘルスカウンセリング
メンタルヘルスカウンセリング(面接・電話・web)の実施。
- ⑩歯科医師による歯科カウンセリング(相談)の実施(年間10回)
- ⑪医療費通知の実施(年間版を令和5年2月送付)
- ⑫後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施(年間2回)
- ⑬柔道整復療養費の患者調査
多部位負傷、長期継続及び頻回傾向の施術の申請書について患者調査を行う。(毎月)
- ⑭出産祝品の贈呈
- ⑮無受診世帯の表彰
- ⑯「東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム」による利用補助事業
- ⑰スポーツクラブの紹介
- ⑱データヘルス計画の見直しを行い、重症化予防等のPDCAサイクルを踏まえた事業の検討を行う。

⑨ネットワーク受診による「歯科健診」

地域の契約された歯科医院で受診できるネットワーク受診(当組合の主要な地区の範囲内に約150機関)の実施

Ⅱ 9. 事務の合理化・システム改修及びレセプト資格確認・内容点検

コンピュータを活用し事務合理化を図り、制度改正及びマイナンバー制度等により複雑化する国保事務についての的確に対応する。令和3年10月開始されたマイナンバーを活用したオンライン資格確認対応について引き続き適正な運用を行う。また、令和4年度においては、全国健康保険組合に実施される所得調査への対応、令和4年10月からの健康保険・厚生年金保険の法律事務所(個人事業所で常用的使用関係がある勤務弁護士・従業員5人以上)への適用拡大への対応(各組合員の就業形態等の確認・登録、データ管理事務を含む)、高額療養費管理システム機能強化、未就学児育児世帯支援金(仮称)対応システム開発、保健事業等各種業務機能強化のシステム改修を必要に応じて行う。

レセプト点検については、次のとおり、資格確認の確実な実施、内容点検を強化し、医療費の適正化に努める。

- ①レセプトの資格確認の確実な実施及び内容点検を強化し実施
- ②レセプト点検の委託による財政効果の向上及び職員の研修会等への参加

Ⅱ 10. 「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」への対応

「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」が順次開始(平成27年10月より国民への個人番号通知開始、平成28年1月からの利用開始、平成29年7月より医療保険者との情報連携開始、平成30年7月より地方税情報連携開始、令和3年10月よりオンライン資格確認等開始)されたことに対応して、被保険者の個人番号情報の取得・管理等の事務を引き続き的確、適切に対応する。

Ⅱ 11. 趣旨普及、広報活動の積極的展開

- ①組合報の発行
- ②制度改正、令和5年度予算・保険料等についての広報
- ③口座振替推進の広報
- ④歯科カウンセリングの広報
- ⑤介護第2号被保険者対象者(40歳到達者)への保険料の広報
- ⑥新規後期高齢者到達者への広報
- ⑦ホームページの安定的運用、最新情報等の随時提供
- ⑧被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられたことについて、新規加入者にリーフレットを配布
- ⑨ジェネリック医薬品希望シールを保険証一括更新時に全組合員に、新規加入者には保険証発送時に配布

Ⅱ 12. 未就学児世帯支援補助費の対応

国が特別調整補助金にて交付予定の未就学児世帯支援補助費の支出については、事業実施方法、予算科目等を追って精査し、予算補正にて対応を決定する予定。

Ⅱ 令和4年度 歳入歳出予算並びに予算に関連して議決を求める事項

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13,388,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(借入金)

第2条 国民健康保険法第二十七条第1項第二号の規定による借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法は「第2表借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法」による。

(規約による議決事項)

第3条 組合同約第二十九条に規定する組合会の議決を経なければならないと定めた事項のうち、予算に関連する事項は、「第3表規約第二十九条第1項に規定する(特別積立金の繰替使用)事項」による。

(歳入歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の同一款内での各項の金額の流用できる場合は次のとおりとする。

保険給付費に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(第1表) 令和4年度歳入歳出予算表

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 保険料	1 保険料	9,757,641	9,192,846	564,795
2 国庫支出金		1,623,238	1,550,028	73,210
	1 国庫負担金	23,551	23,551	0
	2 国庫補助金	1,599,687	1,526,477	73,210
3 都支出金	1 都補助金	169,112	169,215	▲ 103
4 共同事業交付金	1 共同事業交付金	353,088	279,606	73,482
5 財産収入	1 財産運用収入	794	794	0
6 寄附金	1 寄附金	1	1	0
7 繰入金		3	3	0
	1 準備金繰入金	1	1	0
	2 特別積立金繰入金	1	1	0
	3 退職積立金繰入金	1	1	0
8 繰越金	1 繰越金	1,471,304	1,655,026	▲ 183,722
9 諸収入		13,764	13,314	450
	1 加算金延滞金及過怠金	3	3	0
	2 預金利子	500	500	0
	3 雑入	13,261	12,811	450
歳入合計		13,388,945	12,860,833	528,112

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度当初予算額	比較増減
1 組合会費	1 組合会費	1,900	1,820	80
2 総務費		294,930	266,383	28,547
	1 総務管理費	290,530	266,383	24,147
	2 選挙費	4,400		4,400
3 保険給付費		6,677,987	6,316,357	361,630
	1 療養諸費	6,042,382	5,681,652	360,730
	2 高額療養費	420,500	420,500	0
	3 移送費	500	500	0
	4 出産育児諸費	210,105	210,105	0
	5 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6 傷病手当金	1,000	100	900
4 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	2,290,898	2,293,325	▲ 2,427
5 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	1,645,052	1,674,179	▲ 29,127
6 介護納付金	1 介護納付金	1,123,190	1,094,902	28,288
7 共同事業拠出金等	1 共同事業拠出金	354,077	280,518	73,559
8 保健事業費		182,853	184,009	▲ 1,156
	1 特定健康診査等事業費	76,867	76,523	344
	2 保健事業費	105,986	107,486	▲ 1,500
9 積立金	1 積立金	794	794	0
10 組合債費	1 組合債費	1	1	0
11 諸支出金		8,052	8,102	▲ 50
	1 償還金及利息	8,001	8,001	0
	2 延滞金	1	1	0
	3 諸支出金	50	100	▲ 50
12 予備費	1 予備費	809,211	740,443	68,768
歳出合計		13,388,945	12,860,833	528,112

(第2表)借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法

借入金の種類	一時借入金
借入金の目的	保険給付費の支払い財源の不足のとき
借入方法及び借入先	約定による融資、普通銀行
借入期間	当該会計年度内
借入金額	500,000千円
借入利率	普通銀行利率
償還方法	国及び都支出金及び保険料の納入を受けた中から償還する。

(第3表)規約第二十九条第1項に規定する特別積立金の繰替使用

事 項	特別積立金の繰替使用
使用の時期	保険給付費の支払い財源の不足したとき
戻入の時期	当該会計年度内
使用の理由	保険給付費の支払い財源の不足
使用限度額	300,000千円

|| 令和4年度 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

東京都弁護士国民健康保険組合法令遵守体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和4年度の実践計画を次のとおり策定。

1. 冊子の作成

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した冊子を作成し、この冊子を全ての役職員に配布する。

2. 法令遵守に関する指導・研修

- ①不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- ②組合報・ホームページにより法令遵守の周知を行う。
- ③役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3. 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように、人事ローテーションを実施するとともに、財務規程に基づく業務は、複数の職員により執行させるものとする。

4. 法令遵守関連情報の組織的な把握等

- ①役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は、速やかに法令遵守担当理事に報告するとともに適切に対応することとする。
- ②役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告するものとする。
- ③法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員もしくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告するものとする。
- ④理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5. 不祥事故への対応体制

- ①役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
- ②法令遵守担当理事は、報告を受けた事項について、調査の上、理事会に報告するものとする。
- ③理事長は、法令等に従い、東京都への報告等適切な措置を速やかにとるものとする。

6. 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

|| 当組合国民健康保険料滞納者に対し、国民健康保険料等の支払請求訴訟を提起する件

国民健康保険料滞納者の元組合員8名に滞納国民健康保険料、督促手数料、延滞金の支払いを求める訴訟を提起することを議決しました。